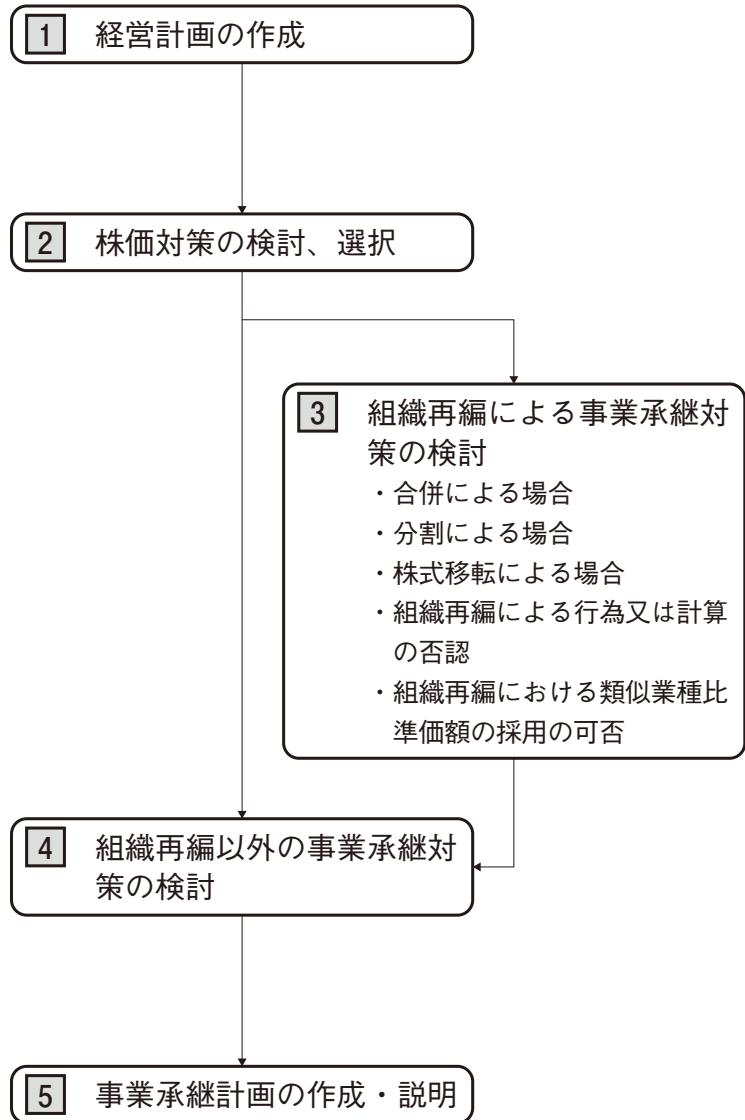


第2 事業承継計画を作成する

＜フローチャート～事業承継計画の作成＞



な方法が挙げられます。

- ① 後継者へ自社株式の暦年贈与を行う。
- ② 相続時精算課税制度を利用して、後継者へ自社株式を贈与する。
- ③ 現経営者へ役員退職金を支払う。
- ④ 持株会社を設立する。
- ⑤ 従業員持株会を設置する。
- ⑥ 投資育成会社を利用する。
- ⑦ オペレーティングリースや生命保険を活用する。

ただし、過度に節税対策に傾倒し会社の経営を困難に陥らせる可能性のある手法を用いることは、事業を継続する上で危険な行為ですから、専門家は資金繰りや経営計画とのバランスを図った上でアドバイスする必要があります。

アドバイス

○持株会社

持株会社は、戦後設立を禁止されていましたが、独占禁止法9条の改正により解禁されることになりました。改正前の独占禁止法9条は、戦前の財閥による産業支配の経験から占領軍の意向により持株会社を全面的に禁止していましたが、平成9年の改正（平成9年法律87号）により一律に禁止されるのではなく、事業支配力の過度集中の要件を満たす場合にだけ禁止されることとなり、事実上の全面解禁となりました。

3 組織再編による事業承継対策の検討

(1) 合併による場合

合併により類似業種比準価額の会社規模を大きくし株価を下げた後に後継者に承継できるか検討します。

(2) 分割による場合

後継者が複数いる場合に会社分割を行い、分割されたそれぞれの会社についてそれぞれの後継者が承継できるか検討します。

(3) 株式移転による場合

株式移転により持株会社を設立し、後継者に承継できるか検討します。

(4) 組織再編による行為又は計算の否認

税務署長は、組織再編を認めた場合に法人税等の負担を不当に減少させると認められる場合は、その認める方法により法人税等を計算することができます。

(5) 組織再編における類似業種比準価額の採用の可否

組織再編後において会社の業種や利益、配当等が大きく変化し、再編前後の会社実態に変化がある場合には、類似業種比準価額の使用が制限されることがあります。

(1) 合併による場合

合併とは、法定の手続を経て複数の会社が1つになることをいいます。

相続税における株価評価は、評価する株式の発行会社を従業員数、総資産額及び取引金額により、大会社、中会社、小会社のいずれかに区分（評基通178）して、会社の規模に応じて、その区分ごとに財産評価基本通達に定められた「類似業種比準価額方式」若しくは「純資産価額方式」により評価するか、又は両方式を併用して評価します（評基通179）。

類似業種比準価額方式とは、国税庁で公表されている類似業種の株価を基に、評価する会社と公表されている標本会社の1株当たりの配当金額、年利益金額、純資産価額を比準して評価する方法です（評基通180）。

純資産価額方式とは、会社の総資産や負債を原則として相続税評価にて評価を行い、その評価した総資産の価額から負債及び評価差額に対する法人税相当額を差し引いた残りの金額にて評価する方法です（評基通185）。

一般的に社歴が長く、業績が順調に推移している会社は、類似業種比準価額よりも純資産価額の株価が高い場合が多いようです。

会社規模が大きくなるほど類似業種比準価額のみで評価するか又は類似業種比準価額を用いて計算する割合が大きくなります。

例えば、複数の会社を経営者が所有していて、それらの会社の規模が、小会社又は中会社であり、かつ類似業種比準価額よりも純資産価額が高い場合は、その複数の会社を合併して会社規模を大きくすることで類似業種比準価額のみ又は類似業種比準価額を用いる割合を大きくすることにより株価を引き下げることが検討されます。

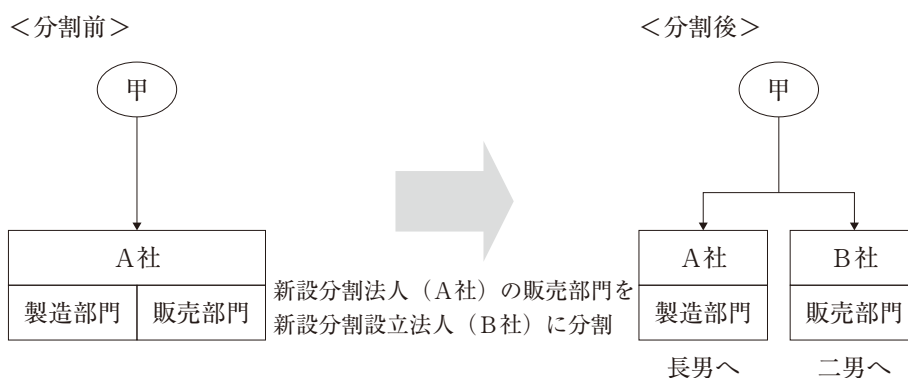
また合併を検討する際には、その合併が税制適格に該当するかどうかも検討する必要があります。

ケーススタディ

【ケース1】

Q 私（甲）は、A社の株式を100%保有しており、将来的に製造部門を長男に、販売部門を二男にそれぞれ後継者として事業を承継したいと考えています。どのような方法があるか教えてください。

A A社を分割型分割により製造会社と販売会社に会社分割してそれぞれ長男と二男に承継させることが考えられます。



分割後、A社を長男が、B社を二男が承継します。

(注) 分割後A社及びB社は、会社規模が小さくなるため、純資産価額が類似業種比準価額よりも大きい場合には、それぞれの株価は高くなる可能性があります。

また、分割により会社の業態等に変化があると認められる場合には、類似業種比準価額の使用が制限される場合があります。

他の要件が合致すればA社・B社それぞれ事業承継税制を受けることができるか検討します。

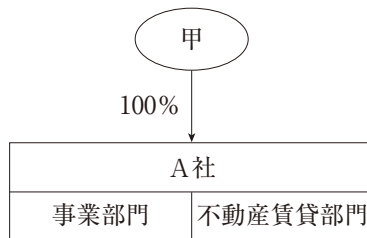
適格分割が、50%超の支配関係（法22の七の五）による場合でその支配関係の発生が、適格合併の日から5年前の日以前である等の一定の日である場合には、分割承継法人の繰越青色欠損金の控除や分割法人からの引継資産及び分割時に有していた分割承継法人の資産の譲渡損失の損金算入について制限があります（法57④・62の7、令113・123の9）。

【ケース2】

Q 私（甲）は、A社（事業部門と不動産賃貸部門）の株式を100%保有しています。おかげさまで、事業部門は、順調に業績を伸ばしています。不動産賃貸部門についても優良賃貸先が入居しており今後も安定的な収入が見込まれています。私の息子（乙）は、生まれつき体が弱く事業部門を承継する意思がなく、私も事業を継がせるには不安があります。先日、取引先のB社から事業部門を買収したい旨の問合せがありました。私の死後、不動産賃貸部門は、乙に継がせて将来の生活基盤としたいと考えています。どのような方法があるか教えてください。

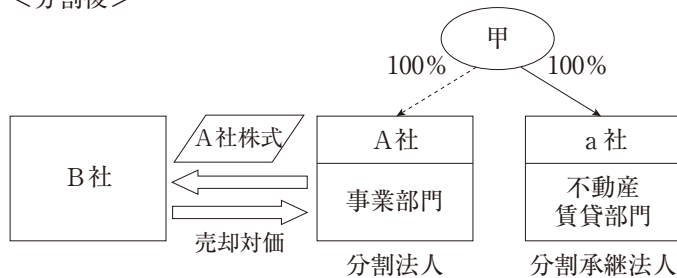
A A社を分割型分割により分割法人を事業会社、分割承継法人を不動産賃貸会社とします。分割後、事業会社はB社に売却し、不動産賃貸会社は乙に承継させることが考えられます。

<分割前>



分割型分割後、A社株式をB社に売却

<分割後>



甲が、B社にA社株式を売却及びA社の退任時に退職金を受給して創業者利益等を確保する。

(目的)

- ・老後の生活資金
- ・相続時の納税資金
- ・他の相続人に対する遺留分対策等

甲の保有するa社株式を遺言等により乙に承継させる。

(目的)

- ・乙が、a社を承継し、役員報酬や配当金等の取得による生活基盤の確保
- ・株価評価算定上、時価と簿価との差額に対して法人税等の控除の活用

従来は、M&A等が見込まれている会社（A社）について分割型分割を行った場合、適格要件のうち株式継続保有要件について甲とA社（分割法人）及びa社（分割承継

法人)との間に同一者による(完全)支配関係の継続が見込まれていないと判定されたときは非適格分割となり、分割法人は、資産を時価により分割承継法人に譲渡したものとされ、株主である甲は、みなし配当課税や譲渡所得課税が生ずるおそれがありました。

平成29年度税制改正により、平成29年10月1日以降の分割型分割に係る適格要件について甲とa社(分割承継法人)との間に同一者による(完全)支配関係の継続が見込まれることと改正されました。よって他の要件が合致している場合には、適格分割型分割に該当すると考えられます。

本ケースに当てはめた場合、甲は、分割後a社と完全支配関係が継続する見込みであり、分割による対価が、a社株式のみである場合には、完全支配関係がある場合における適格分割型分割となります。甲は、分割後にA社株式をB社に売却することになりますが、A社株式の売却による売却代金及び将来A社の代表取締役を退任する際の役員退職金等により創業者利益を確保することができます。

また、その資金により甲の老後の生活資金及び甲の死亡時における相続税の納税資金や他の相続人がいる場合における遺留分対策に充てることが考えられます。

(注) 本ケースは、事業部門について売却予定であるため、分割法人を事業部門として不動産賃貸部門を分割承継法人としました。分割承継法人に承継された分割資産(不動産)について別途登記費用が生じます。

◆税制適格分割

分割は、次に掲げる一定の要件を満たす場合には税制適格となり、課税が繰り延べられます(法法22の十一、法令4の3⑤~⑨)。

- ① 分割により交付される対価は、分割承継法人又は分割承継親法人の株式のみであること
- ② 分割型分割の場合には、株式数の割合に応じて交付されていること
- ③ 分割前の分割法人と分割承継法人の持株関係等が次のとおりとなっていること
 - ㊦ 持分関係が完全支配関係(100%支配)の場合(後記の図を参照してください。)
 - ㉠ 分割型分割…法人株主又は個人株主と分割承継法人との間に完全支配関係が継続していること
 - ㉡ 分社型分割…分割法人と分割承継法人との間に完全支配関係が継続していること
 - ㊧ 持分関係が、支配関係(50%超100%未満)の場合
 - ㉢ 以下の支配関係が、継続していること(後記の図を参照してください。)

【参考書式6】 遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書

様式第1

遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書

平成○年○月○日

経済産業大臣 ○○○○ 殿

郵便番号 ○○○-○○○○

住 所 ○○県○○市○○町6丁目7番8号

氏 名 甲 野 太 郎 ㊟

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第7条第1項の確認を受けたいので、別紙その他の必要書類〔省略〕を添えて申請します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 法第7条第2項に掲げる書類各1通並びに申請書（別紙を含む。）の写し及び法第7条第2項第1号の書面の写し各2通を添付する。

4 経営者の相続人への配慮

(1) 親族との意思疎通

次の世代のことも考えて、親族との意思確認を行い、所有と経営を一致させるか分離させるか検討します。

(2) 議決権の集中

後継者に議決権を集中させます。

(3) 財産分配方針の決定

後継者に生前贈与を行う場合は、特に相続人の理解が必要です。

(1) 親族との意思疎通

親族外承継を行う際には、親族である後継者の育成まで中継ぎ的に親族以外の者が会社を継ぐのか、次の世代の後継者も親族にはこだわらないのか、現経営者の意向を確認します。さらに、後継者の選定の段階において、親族の意向を十分に確認しておくことが必要です。通常、「従業員等への承継」を検討する場合は、現経営者に子どもがいない場合や、あるいは子どもはいても会社を継ぐ気がない、あるいは適性がない等の理由で、親族に後継者候補がないという前提に立っています。しかし、現経営者の長男が、検討段階では他社に勤務して会社を継ぐ気はないと思われていたため、従業員の1人を後継者として指名したところ、長男が後日「会社を継ぎたい」と言い出したため、後継者である従業員と親族で経営をめぐる対立が生じるといったことも見受けられます。また、現時点の親族に会社を継ぐ意思がなくても、会社を継げる親族の後継者が現れたら、その親族に継がせたいと現経営者が考えている場合もあります。

その上で、所有と経営を一致させるか分離させるか検討が必要です。

例えば、親族である後継者の育成まで中継ぎ的に親族以外の者が会社を継ぐケースでは所有と経営の分離を選択することが多いと思われます。その場合、持株会社や種類株式の活用により、中継ぎ的に会社を継いだ後継者が不安定な立場にならないように、ある程度後継者に株式を集中させつつ、会社をコントロールすることが可能です。

所有と経営を一致させる場合は、株式を全部譲渡させることとなりますので、資金調達の方法を検討することが必要です。

(2) 議決権の集中

経営者が、従業員や外部から招へいた人物に事業を承継する決断をした場合、親族も含めて経営者がその大半を保有していることの多い自社株式の承継が大きな問題となります。後継者の経営に配慮する場合は、株式等経営権についても一定程度後継者に集中させることが必要です。

企業経営の観点からは、迅速な意思決定を行うため、後継者及びその友好的株主に、議決権の相当数（例えば、株主総会において重要事項を決議できる3分の2以上の議決権）を集中させることが望ましいといえます。

後継者が社長になっても、株式の大半を現経営者やその親族が保有し続けた場合、後継者の迅速な意思決定に不都合が生じる可能性がありますし、会社の役員や従業員、取引先金融機関等も、会社の実権は後継者にはないものとして対応しかねません。このような状態では、現経営者の影響力が強く、会社運営の妨げになることもありますので、注意が必要です。

アドバイス

○中小企業投資育成株式会社の増資新株引受けによる安定株主対策

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本充実の支援を目的とした政策実施機関で、東京・名古屋・大阪にあります。中小企業投資育成株式会社の利用は、原則として資本金3億円以下の会社等所定の要件があります。

中小企業投資育成株式会社は、議決権行使は原則会社側の立場に賛同し、配当期待株主として一部無議決権株での資本参加も可能ですので、安定株主となることが見込めます。

増資により発行済株式が増えますので、支配株主の議決権割合が下がること及び安定配当が求められること、決算内容の説明が求められること、資本の払戻しは原則的評価額になることには留意する必要があります。

(3) 財産分配方針の決定

株式保有状況を把握した上で、後継者の円滑な経営のための株式等の集中という点と、後継者以外の相続人への配慮という点の2つの観点を考慮して財産分配方針を検討します。

後継者へは、現経営者の存命中に権利確定をしておくことが最も確実です。生前贈

与をする場合には、財産分配方針をきちんと決定した上で計画的に行い、相続人の遺留分侵害に係るトラブルを引き起こさないよう十分に注意します（第4章第4参照）。

経営承継円滑化法の改正により、平成28年4月1日以後、推定相続人及び後継者全員の合意において、推定相続人以外の後継者にも遺留分に関する民法の特例の「固定合意」と「除外合意」が適用できることとなりました。そのため、この適用の拡大により、遺留分減殺請求のリスクを軽減できることになりました（詳細については、第4章第4③を参照してください）。

また、株式の贈与による贈与税の負担という問題もありますが、無償である場合、後で親族との相続トラブルが発生しやすいことから、株式の移転をする場合は、約半数が時価での譲渡、約4割が低額譲渡であり、贈与は少ないものとなっています。親族外承継では株式の買取資金の調達が問題になりますが、低額譲渡を行う場合は、時価と譲渡価額との差額で贈与税が課税されます（相法7）ので注意が必要です。贈与による場合も、有償で株式移転を行う場合も、専門家とはよく相談を行い、後日親族とのトラブルが起こらないよう配慮すべきです。

アドバイス

○親族外承継での事業承継税制の利用

平成25年度税制改正において、事業承継税制の適用を受けることができる後継者の要件のうち、「非上場会社を経営していた先代経営者（被相続人・贈与者）の親族であること」とする要件が廃止され、親族でない者が後継者となった場合であっても、その後継者について同制度の適用が受けられるようになりました（旧措法70の7②三イ・70の7の2②三イ・70の7の4②三イ）。

これにより、後継者の税負担は少なくなりますが、相続人は自社株式が減額される前の金額で相続税の計算が行われ、相続税が高額になりますので、相続人の了解を得るべきでしょう。

また、平成27年度税制改正により、経営贈与承継期間（贈与税の申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日又はその期間内に贈与者が死亡した場合は死亡した日）の経過後は、現経営者が存命のときに後継者がその次の世代に株式を贈与しても、その次の世代が贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合は、後継者の特例受贈非上場株式等に係る猶予税額は免除されることとなりました（措法70の7⑤三）。現経営者が存命の場合で経営贈与承継期間内に次の世代に株式を贈与するときは、一定のやむを得ない場合を除き、後継者の贈与税の納税猶予が打ち切りになりますので、注意が必要です。詳細については、第4章第5①及び③を参照してください。